

日本神祇の唱は神祇の社前掛有る鯉は梵鐘神具身は類尾田直
限分事と取除可申候事

右主通被仰坐候旨より諸神社力の向は當向より布告可成候旨に候へども
先迄執事被免候後固々簡観相集り御取極意之御事致先領台
表別所支配願ひ有候様百相違候事

二月廿八日

神祇奉行司

斯の如く神祇別分りより是年十月より神祇御座と廢止の旨と違せ

明治二年正月廿五日神祇奉行司より社社界下社家之社人と改め當字
當字之許り旨傳世候旨より違せ

明治四年五月十日大政官布告之以下神祇社家神任の旨と違せ

神祇の儀は國家の宗祏として一ノ家の私利とまじり非ざるを勿論とすに原處中古
以来大道の隆衰に隨ひ神祇社家の別序は在り神也相傳由緒の向は有之候へ
共多き一ノ神任の社職甚は濫敷敷し其ノ領家地頭世襲候に因り社
力執行致したる甚は村邑に拘り社家者大至り追隨せり社職と相成社力と以て
家祿と爲一に私利と相心得候儀天下下取積留りて神任は自志士庶の
別稱と相成各各一ノ御政體に相傳り甚は弊害不尠候旨今取御改正被
爲五ノ御座世襲の神任之始の天下下取神任社力に至りて積建神
任可成旨被仰坐候事

玆日大政官布告之以下神祇規則に改定し官社以下定額及神祇職員規
則に定むる旨と違せ

一神祇儀事の御事御座と稱し候事

一官社以下府縣縣社御座神祇廟と其地方首領支配たりし者其稱儀は

士存於内通在以下編籍可致事

官社

官部大社

全國 三十六社

官部中社

全國 二十六社

官部小社

全國 六社

別格官部社

全國 二十一社

國部大社

無

國部中社

全國 五十一社

國部小社

全國 二十五社

以上神社官部所屬官部社

以上地方官部所屬國部社

右官部國部社種類官部之

諸社

府社

藩社

縣社

右府藩縣官部社之社

郷社

右郷社産土神

右地方官部社之

官部國部官社以外府藩縣社郷社之以下下諸社の等差より右官

社定額を外式内及國部大見五の諸社期年檢査之經て其の官社に列せし

個四所官部社を列せし方今神祇官に請て感祭之

以下冊之

右の如くも、神宮は祭主一員、大宮司一員、少宮司一員、攝直五員、權攝直五員、主典八員、權主典及じ、常宮手と通じ、官制國幣大社は、大宮司、少宮司、各一員、攝直三員、權攝直五員、主典五員、通じ、官制國幣中社は、宮司、權宮司各一員、攝直三員、權攝直五員、主典五員、通じ、官制國幣小社は、宮司、權攝直三員、各一員、攝直三員、通じ、府社、國幣社、縣社及び郷社は、各一員、攝直三員、通じ、

其後明治四年七月四日大宮作布達とて、以下、
布達せり。

先般被 仰出降社法御改正神社之儀は別紙定則の通り調可敷事

定 則

一 御社は凡そ舊稱(區)一社と定額とす、假令は二十ヶ村にて十ヶ許の一御社、秋五ヶ所より一御社とす、村立を村と爲す、場とす、秋五社の中、式内式外は、従前の社格あり、各自名義御名歸り、例凡そ、最前とあり、秋とて、御社を定むし、

餘は、四社、御社の附屬として是之村社とす、其村社の外は、従前通り、秋職のもの、前の通り、是之御管とす、總て御村の附、御村の附と雖、此村社を爲す之御社を爲す、御社の社職は、御管なり、村社の社職は、凡改むたある村社を爲す元は、此御社に附、御管の如し、但御管は村社の數にも依り、兼、今もあり。

一 従前(社)にて、寺村とす、村の爲す、場、其數は右内外より、租入籍(區)は、合すもの、は、乃ち各自名義御社たり、御管一人は、是之御管なり、是れも許す。

一 三月以下、郡層の地、從來是之天神社(社)は、凡改むたある村社を爲す元は、此御社に附、爲す、場、數は、右内外より、租入籍(區)は、合すもの、は、乃ち各自名義御社たり、御管一人は、是之御管なり、是れも許す。

一 官社(三月層、舊縣社)にて、乃御社と兼り、もあり、假令、東京、日吉神社、東京、日吉神社、
社、
の如し、
は、
子、
場、
數、
萬、
石、
五、
石、
と、
つ、
と、
も、
更、
之、
御、
社、
と、
定、
す、
一、
區、
別、
り、
及、
は、
は、
と、
上、
得、
の、
如、
し、

一 區別り、及び、は、と、上、得、の、如、し、
一 現、在、も、唯、一、神、道、と、假、古、し、神、社、の、類、新、味、は、定、じ、得、ら、ば、至、り、在、此、は、明、治

本年八月、全國分縣の神社の由緒及び信條の状況を調査し、其條歸して、明
 治二十一年九月、神社三十村、村社三百六十四社と指定し、再指定認可の
 下、各々之を列格し、之を之日、縣社一社と指定し、由緒を認可の下、之を之列格
 し、神社雜新の社格新制を定むる。

列格神社の數

總計四百三社

内
 譯

國澤中社 一社
 縣社 一社

郷社 二十七社
 村社 三百零四社

女子總數

四萬七千二百八十七人

神職人員

百九十二人

内
 國澤中社中社神社神職

殊百五十五人
 縣社中社及村社神職

第二章 縣 社

縣社は神社及び別當據り縣社社之別格之處を以て明治六年三月六日法律第五十四號
ノ款可ニ依リて之ヲ通テ別格ニ指定ス

北條縣第一區津島橋後町鎮座

縣社 德守神社

祠宮 小原十寸見

祭神

天與大日靈尊

相殿 同尊主尊 伊弉諾尊
日靈尊 譽田別尊

明治六年三月三日別格

大茂子町石

總戸數 二千八百四十五戸 總人口 一萬五百七十八人

第一區 西大井郡内 廿四町

戸數 千七百三十九戸 人口 千五百十四人

山下 田所 北原 橋高下 南新庄 材木所

伏見町 桑町 河原町 堺町 下庄町 吹屋町

橋屋町 戸川町 船鉾町 二階町 天眞丸町 新島町

新島命 二丁目 三丁目 船鉾町 下橋屋町 美濃丸町

第二區西北條御前十二町 戸数千七百七十戸 人員四千五百六十八

城代町 鉄砲町 平風町 茅町 西寺町 西今町

常服町 坪井町 高屋町 橋渡町 細三町 新茅町

御由崎御前

本社曰天子之命由年力節眉下王朝時代以中山高野大宮若大住大剣右禮
由宮初月九社之共大岩田乃國府於奉祀之總社之神意之國司之親祭之奉りし
祇事其禮唐時代に應て堂前時代奉りて總社之神意より之は總社之記録に
存す天去八十七年正月四日大雲より秋願次第に記録崩壊是意を復失す
當時則由後亂し群雜重層之事を以て後々神年を互見せり打りて其大

振事慶長八年二月奉修石道忠政基作一國之神聖九百八十年津島松本等

此常り美濃政之遺徳を津島乃總鎮焉と定めて其年上層に忠政石田中
村の内高七松石之屋有河社殿と爲す今日日遷居を執行せり神生也原甚

無衛心道以下奉依りて正通の子刑部止政(常少原の祖)天石三門正家(西少原の祖)
復原八神生也原子孫也襲り其八東向少原又自由少原と稱す之より追討す

同十二年若備命(天石)天石八間と劃す寺坊之邊邊主志信爾寺と稱す
十石の鎮を境由の一隅を八間と劃す寺坊之邊邊主志信爾寺と稱す

天宮寺小座同十九日同二年二月忠政無事歸國功願寺と稱す其より寛永十
二六年正月八日同主家内記長延身社社殿寺と稱す其より同年の社殿免定書と

唐寺之慶長年正月其日長延神事作儀を定めて下開せり同年の社殿免定書と
其より同年の常時勅使常福寺等諸社見申書書云云其年八月長延寺親

上正二年進漏々社格(宮)同し同四年七月有柳川宮(宮)是親上

第三章 郷社

郷社は神社定則に據り「區六」社と定め、縣社は郷社に當り、其由緒を兩訓
にて記載せざるは、其後、撰々明治六年二月九日、此條縣社を關連し、高野、美濃
より由緒有り、義好の傳、郷社之六社を別格たり、當時、此條縣社第一區第二
區及び第三區の三區は、縣社傳守神社の、大氏、中定、の派分、明治七年二月、惣
社之第一區の郷社と定めて、合計郷社の數二十七社となり、左の如し
此條縣社之區、由緒、總社、村、鎮、座

郷社總

社

初宮、林、山、鎮、座

祭神、大己貴命

配祀、中山神社、鏡、筆、尊
高野神社、藏、茅、草、木、屋、尊

明治六年二月九日別村、明治七年三月、日別郷社

大氏子村石

柳戸、蝦子、二十四戸

總、分、員、四、十五、百、三、十八

高上地有原不摩米九十六坪と寄出也。明正七年九月九日所領より八月まで
 年々原米十五石七斗寄出也。明正四年八月所出米一石七斗寄出也。明正七年三月御札
 根の御札の在り寄出也。明正六年五月九日所領の御札。明正七年三月御札の
 御札。

北陸縣第百區西尾郡和田村所産

御社 大天痛 神 社

祭 神 大宮兼尊命 菟野尊命 大物主神 天手力祖命 天忌穗耳命
 天荒比命 品陀別命 大國主神 熊鷹津彥命 湯及大神
 熊津主命 大彦彦命 磐船勇身 天穗日命 保食神

明正六年三月九日御札

大宮村名

惣戸数九百一戸

惣人口二千六百八人

第四區 西尾郡の内十二ヶ村

沖 公保田 澤田 市場 香合寺中 藤屋

寺田 白谷 貞波 大町 岩屋 越 畑

御田所産

勸請年紀不詳上古香皇御乃總領年々大宮を攝あり和洞當年四月大
 作國設置の後國府を移すに御社を御社に改め國司此五位下皇孫守津
 守連通同村の西方邊中山體度大皇貴神社と同一の總社と成り中山神社高
 野神社の修め美作守國即ち六十五御の修め御神と合合と毎年九月九日中山
 高野両宮を而社と同日也天劍神社高川村(所出)徳守神社と原村徳子
 神社と河原村内宮神社林田村大福神社野田村(所出)菟野神社獲野村又
 保神社の十社總社宮の前宮神社の地は春澤して重陽法節の大祭と稱す
 武蔵下野男の徳の唐津の御とて古關にて文保年序也關所より三ヶ村より
 御田所産七郡六ヶ村に招き親野村を載す御勢とて承和保水の百十二社
 九神とて天皇の神と一國の(唐二宮及び總社とて第一は位一國史見

在り神も第三降し大宮を攝すの爲一御して惣社の説くもさきより候也
天守は名も其の事あり勝座より矩標たり祇地主姫より所出園より
華表の礎二個今尚ほ存り天和元年五月津水社殿を流したる日又
く西より山より衣服に遷し祀り作陽鏡の香々原の柳の總虎三神あり
るより承り今の本社は元和五年十月五日迄立たり明治四年二月九日
大宮神神と因り柳林に列す

陸奥等五道東長條郡塔中村勝座

柳秋軒 戸神秋

初宿藤井武雄

祭

神大日貴命

本花開耶比賣命

足仲彦命

大萬壽命

伊弉册命

天照大神

磐田別命

伊弉册命

天照大神

聖堂受拒命

伊弉册命

明治六年二月九日柳秋軒

柳秋軒

總戸數九百七十八人 總分回四千二百人

第五區東長條郡 十六村

里木、青柳、知和、小淵、中原、川井、
物見、倉見、景原、塔中、原口、齊谷、
山下、宇野、戸賀、阿波

御由緒沿革

本区和桐六年七月田圃村(今塔中)青原山の麓宇原八幡座に如原郷の
柳秋軒と宇原郷の如原大宮と流し後菅田大明神と唱へ奉り社願書未七
十二石半大字棟本高のま田の御保木神田有り天曆元年宇原郷が復興す
爲り青原山破壊し秋殿遷切意流失せし日御霊代に秋神幸所宇軒名
秋掛の給ふ所外に酒宮建寄り奉り軒名と唱へり明治三年
十月十日神職菅原長正主任酒徒十部朝臣良高加賀大宮軒戸
神社に社魚取納し許りし明治六年九月九日柳秋軒に列す

北條郡等七邑東條郡二御持務屋

御秋加茂神秋

相宮能勢 貢

祭

神 味細高早根命 伊弉諾命
大山 昨命 伊弉册命

相殿 大己貴命 崇道天皇
明治六年二月九日列御社

大谷子村々

總戸數五百九十九戸

總合二千六百三十八人

第六邑 東條郡御持務屋

成 弟 公御 岩見 下津門 中原 行重

播井 百八

御南條治年

本社高橋 杉大明神と稱し注古古比野の時一乃宮と尊宗子信和天皇の御年早見親乎御縁少くは早十上宗連天皇と縁し明治六年二月九日御社に列す

北條郡第七邑東條郡御持務屋

御秋 大葉神秋

初宮 高山 武丈

祭

月 藤命 高麗神 大己貴命
神 伊弉册命 聖愛國神 播磨國神
素戔嗚命 應仲天皇 大山根命

明治六年二月九日列御社

大谷子村々

總戸數九百五十四戸

總合四千四百四十八人

第七邑 東條郡御持務屋

上高倉 下高倉 大森 上橋野 下橋野 草部 後部

御由緒治年

美作國百土秋乃勤請年月日不詳自觀五年五月廿八日重廣從五位上六段の明
治六年二月九日御社に列す

北條郡第八邑東條郡御持務屋

郷社 高野神社

相倉直 守江

祭 神 高野蓮祖神

明治六年二月九日御社

大森村

總戸數九百二十戸 總人員四百五十八人

第八區 東前降部 九ヶ村

高野山、高野新

粗保

東一宮、野

木田 沼

古戸部 勝 部

御由緒百年

勸業年月日不詳延喜式内神社也貞觀六年八月十五日同十七年二月二十
九日神位賜名水鏡命伊尼子晴父乃孫與山神田初段屋敷等乃名稱乘
官禮幸大島后跡名等今尚存于明治六年二月九日御社に列す
北陸縣第八區東前降部林田村盛産

郷社 大隅神社

相倉小原満壽見

祭 神 大己貴命

明治六年二月九日御社

大森村々

總戸數千七百七十戸 總人員六百五十二人

第九區 東前降部 十一ヶ村

騎馬田、中之所、東新町、西新町、橋本町、林田町

上之町、林田町、川崎村、野代村、押入村

御由緒百年

本社柱者圓作屋、在室間日隅宮乃大神、御隔々大隅宮ニ攝し和銅年中以
前より創立の古社なり、古傳々令戸別宮なり、及久保和也、乃、天正年中、乃、喜多
直家所屬の時、出居之妻、納也、乃、元智元年三月二十日、圓主者、喜多久、令、片
降、宮殿之令、乃、福徳、乃、貞享三年八月、本殿、乃、元禄元年十月、乃、

大月子村々

牌戸数千二百七戸 總令員六百四十人

第十二區 勝北郡の西十六ヶ村

余野 東加部 小畑 夫田 上香山 曾井 田屋又田

田井 美野 石生 河原 下所川 養内家 養内西

中島 大町

御由緒沿革年

本村は後者道天皇長文二年正月止五箇下美作播磨原良基常
 川流源國諏訪大神の廣く拓殖の事其勢の由之より天下に光輝し
 事々長文三年九月清和天皇より皇子自統親王九代乃孫宗
 智公即廢後之皇諏訪部情扶信州諏訪大神の分靈と云ふ
 所より古野江中矢鏡也今風見出加佐美乃神大己貴乃神の御社に
 分靈と雖も其良基情扶君に地方の人々之を敬慕して其地を開拓せしが

加之神領とて其祭祀と爲りて民心懐く身置力に帝皇臨り新く後在泉
 香土原平二己亥年二月清扶の足諏訪部所幸扶下事本社に刀一振と
 納し良基情扶君より古野及由り土地と拓き清扶は太官司に上事扶日
 世顯職と爲り高倉天皇より元二兩年八月春此乃國より本社建御破
 損したる太官司諏訪建前守登原原事赤別當片山神宮守春直
 和向父子より今の社地豊岡田川下水原他字名あり今移し持せしが水
 田と諏訪湖に横く古野左惣社諏訪大明神と改稱せしが今年間風亂
 り常々諏訪太官司出雲井和門部出雲井惣田即崇祀原任石玉門
 外松上騎行列ありて二宮城後三昧と助り利あり居りて神領向者別格
 古州高上石名と事多々其神領せし其後實承七年延保五年乃
 兩度修繕ありて年々事承石名と賜ふ事保十四年より上州信田藩主
 乃御祈願所なり事承石名六年其河原村年貢由りて與へ納りし

明治六年二月九日御社出列

此降幣第十三年勝北郡横山果林村勝座

知社 杭五神 社

祠官 横山果林

祭神 高靈神

相殿 卷田別命 玉依姫命
経津主命 彦常命

明治六年二月九日列御社

大茂子村々

總戸数千三百七十九人 總戸員六百七十九人

第十三年勝北郡内二十村

関本 高田 馬桑 榎寄谷 榎五郎谷 榎五郎谷

又市 行方 池原 成松 柿 又賀

澤西 澤原 廣園 西原 北野 是宗

谷内 滝本

傳曰、本社指古天皇十五年二月間御出巡通能神云云、群臣竭心宣祠神、故

と謂く、則ち此地水原、廣原、高靈龍神と云、御出巡能神と云、又、初

か、と云、此地古より古園、天野、（今大茂子村）と稱し、初御出巡能神と云、又、初

と、故、元正天皇御出巡能神と稱し、仁明天皇御出巡能神と稱し、

の、一、本社、此地、方、總、御、出、巡、能、神、と、稱、し、天、野、神、と、稱、し、大、神、と、稱、し、

昔、天、皇、と、御、出、巡、能、神、と、稱、し、相、殿、に、依、り、て、御、出、巡、能、神、と、稱、し、

宮、と、稱、し、若、此、聖、武、天皇、十三年、秋、奉、行、御、出、巡、能、神、行、脚、し、神、饗

の、由、勝、座、と、稱、し、十六年、冬、御、出、巡、能、神、と、稱、し、奉、行、御、出、巡、能、神、と、稱、し、

と、連、座、し、神、官、と、稱、し、十六年、冬、御、出、巡、能、神、と、稱、し、奉、行、御、出、巡、能、神、と、稱、し、

可、と、稱、し、奉、行、御、出、巡、能、神、と、稱、し、奉、行、御、出、巡、能、神、と、稱、し、

三年、奉、行、御、出、巡、能、神、と、稱、し、其、後、別、七、町、御、出、巡、能、神、と、稱、し、

也、其、後、奉、行、御、出、巡、能、神、と、稱、し、其、後、別、七、町、御、出、巡、能、神、と、稱、し、

河由藩沿革

本領大原の御總社として往者訖食六、大巳由命、大原の御古所出庚金山、
 青荷、社殿、建、後、天宮、御宇、寛平四年、同村字立、相立、禊
 し、高梁、山日、古山、天宮、稱、尊、甚、後、天慶元年九月、令、朝、宗、崇、禊
 寸、社、御、二、向、り、天、明、三、年、山、王、城、三、早、野、中、宿、名、自、負、社、殿、及、鳥、居、
 造、造、社、御、田、御、二、向、所、殿、御、五、音、長、大、と、音、進、丁、鳥、居、と、進、御、令、存、
 廣、長、年、件、新、定、伊、賀、尊、宗、尊、丁、弓、一、張、矢、十二、筋、と、奉、納、寛、元、十、年、十、
 月、間、主、壽、長、健、社、殿、之、定、層、丁、元、孫、大、御、三、年、間、主、壽、長、成、石、燈、籠、一、
 基、之、音、進、丁、天、厚、向、奉、分、年、北、手、長、門、守、卷、拜、丁、令、百、足、之、奉、納、丁、豐、
 十、五、年、正、月、毎、日、令、百、足、奉、納、死、化、之、西、年、常、州、大、海、城、主、寺、屋、悉、止、
 給、事、入、高、梁、一、對、及、大、太、敷、一、箇、之、音、進、明、正、三、年、二、月、九、日、御、社、始、初、了、
 其、降、格、第、十、五、色、古、野、郡、下、左、村、録、履、

才

祠有白岩柳漸

祭

柳社 禮社 神社
 大倉賣命 須依之男命
 天音相命 倉狹魂命
 相殿 吳務押押命 下取恒命
 市作主命 高取恒命 味鋤高是根命
 建海名方命

明治六年二月九日到御社

大倉子付々 總戸數千二百五十五名總合員五千五百六

第十五色古野郡内二十六村

- 野付 田井 栗原 瀧 立石 下庄
- 赤田 中山 上石井 下石井 青木 今岡
- 笹岡 辻堂 柴所 真 水根 栗野
- 海邊 奥海 西町 中原田 野取 下所
- 川上 桂坪
- 河由藩沿革

神あり後明暦を丁酉三月五日の寄進に以下等成奉獻に建宗元來周主森
屋の新願所なり天和二年丁未正月五日森屋公云奉獻に深願成候に曉に
社殿の建替及に社願所有り。の如く以て此所橋止刑部左衛門正一自筆
女降の誓書領書に納む同年同月森屋の臣高木右馬之助伊藤是傳也
亦同寸の額一面森屋納む自台三年二月八日從五位森屋の誓書且女成度
此村の内高木右馬之助内山林竹本と寄進あり廿九日誓の額一面に納む元禄
四年三月五日神齋敷と建立す其後勝山城主三浦家よりも常男利之助社号
額一面に寄進あり又本村願主岐原も毎年の奉納に付存止老婦より常
男神の幼く老婦三年半神主史石尾孫守高田社殿に改築す層底
四年四月朔明度御程所より其之位石尾孫守高田社殿に改築す層底
二箇及原一至寄進あり即治六年二月九日御社小町
此所杯等至一區勝南郡忍及村勝庄

郷社八幡神社

相賀 難波逸平

祭 神 譽言 日別命

相殿 足仲大命 息長葦垣命

明治六年二月九日御社

大倉寺村々

惣戸數 千七百三十九戸 惣合百七十八人

第廿一區 勝南郡忍及村

井口 河邊 國分寺 日土 似生原 西吉田 新田 橋力

里原井 奥倉井 里中原 自原原 沼原原 沼原原 福吉 里坂

島本 堂尾

御田福治等

本社は往昔は越谷八幡宮中古より天八幡宮後より越谷八幡宮と稱奉るに
著しき作御前園並に和氣角廣延暦年中止た處より野間村より此依八幡

菅八分雲ノ勝田郡鷹取所ノ菅佐賀ノ水橋川ノカキニ盛合ノ勅請シテ此合八幡
 宮ニ尊奉シ一御一旅ノ神ノ又老田吉所陸田ニ殿ニ充テ正四位上ノ位ニシテ其ノ神田
 年從ニ位ノ叙スル自觀元年從五位大皇朝臣君子ノ子大見鷹守神功
 皇后ノ御禮幣ニ載リ歸リ著社ニ納メ舊時鷹取河邊ニ御面行リ惣
 鎮守ナリ通稱ニ年陸皇朝地鎮職鷹取庄馬頭公元ノ命ト著社邑
 菅子ノ應永三年九月年蘇祿和社老皇太后滿祐ノ失ニ納メ引失ハ
 幡宮ノ取禰奉ル天文十二年雲州富田城主臣子晴久ノ將臣子親向身同
 又聖願ト本殿ニ奉禰ヲ移カシト思政ノ皇孫ノ止中ノ移リ遊居ハ幡宮
 トノ禰奉ル所ニ御身ト親メ度共ニ年備前美作ノ國ニ和皇月中納
 言若秋奉皇大御好通ニ以テ正五位上幡宮ノ鎮守ノ額一箇ノ納メ度長
 十五年同主女若政皇孫村ノ由リテ神禰也子若皇弟也ノ祈願所ト定メ天
 二年乃陸屋彦彦内國依左門本殿ニ遷スル元禄九年蘇祿和ノ納メ元

禄三年攝政百月ノ城主森村馬守長俊奉行湯淺織部守正正ノ
 宮殿ニ遷居シ今ノ宮殿ニ在リ明治六年十一月九日御社ヲ別當大炊寺
 度リ

大膳野茅三二邊勝田郡吉井村勝座

御社 高此野神社 祠居 岡本真智雄

祭神 自廣荒命 自廣辨命 大山狹命
 兼盛鳴命 瀬織河婿命 祐念魂命

明治七年二月九日御社別格

大食村 總代數千五百石 柳合五々々其ノ一

等三二邊勝田郡内七三ノ村

高下 王子 飯岡 吉原 柳原 蓮石 下谷 園地
 吉原 行信 羽江 百々 寺井 倉見 菅山 馬伏

明治二十一年一月廿六日 郷社刊

本町奉行 郷戸數千五百三十七戸 總人口七千五百廿八人

第廿三區 奉天面陸部内 下七ヶ村

中島、四、暮田、高尾、福田、種、尾神山
越尾、虎宗、山上、藤原、又木、小瀬、栗子
大石上、大石下、塚角、柳開、分屋、山折、川出
橋山、大谷、井口、北、一方、古城

御由緒沿革

本社上山牛雞天土上山延江神社止山神社稱号、考天九年以前分記録不
明、當是云、御由緒沿革、由是、越尾、藤原、高尾、福田、種、尾神山、
神開、分屋、山折、川出、柳開、栗子、小瀬、又木、藤原、山上、越尾、
虎宗、大石上、大石下、塚角、橋山、大谷、井口、北、一方、古城、

本郷社廿四區 奉天面陸部内 西幸村 歴史

郷社 西幸 神社

利奈塩島重壽

小倉名座 大倉年通倉 柳瀬程担倉

大石名座 奥津差倉 切也藤野倉

八瀬名座 川瀬名座 倉津担倉

久名座 駒込定智倉 菅原連運倉

明治六年一月 奉天面陸部内 刊

本町奉行 總戸數九百七十戸 總合千五百三十八人

第廿四區 奉天面陸部内 下七ヶ村

新城、原田、石幸、物元、北原、山折、山城
菅原、古瀬、羽生、尾堀
御由緒沿革

倉稻魂命

明治六年二月九日御社に列す

大谷子村之 總戸數千九百廿九戸 總人口四千八百三十九人

第三十五區 倉稻魂郡 由十ヶ村

上打穴上	上打穴中	上打穴下	下打穴上	下打穴下
下打穴中	下打穴下	錦	織	戸
御由緒沿革			服	釜川前

本荘者下柴川頭大明神に禰人皇弟三子代是行天皇より御座勸
 請りて打穴御分大社と即治六年二月九日御社に列す
 其降弟世三區倉稻魂郡由十ヶ村也

御社 鶴坂神社 初住川木掃舟

大日靈貴命 紫雲田別命 市行島姫命

湍津姫命 田心姫命 大山祇命

大日貴命 素盞鳴命 國常立命

祭 神 豐玉姫命 軒邊安知命 倉稻魂命

磐石高命 菅原連更命 高雷電命

三毛入野命 速玉田命 金山彦命

火産靈命 國弟女命

明治六年二月九日御社に列す

第三十五區 倉稻魂郡 由十ヶ村

宮尾 領家 青之色 中北上 中北下 宮部上

宮部下 坪井上 坪井下 南の方中

御由緒沿革

本荘鎮座地は昔元弘四年四月後醍醐帝隱岐へ御遷幸より御天作院

庄八御駐蹕中實學不思し給ひ四百四下乃途次鶴坂山頂上ハ御休息
 あり古跡に其後大月庄中北下ニ高山ハ鶴座ノ吉村宮高乃二村ノ神
 永享七年七月御駕控ハ關帝ノ神在御氏教傳り宮社城不吉乃
 取以テ即依二神乃神降臨山頂上住泊候ハ也御飛走アリ御氏神國ノ
 聖水直下ハ初ト更立ノ山ト云々嘉吉五年丑三月山岩谷城山名智原ハ
 宇都原トモ托陽トモ進常ノ神候ニテ神國ノ山名永元九年九月言太夫
 有被立給見神居原物志ノ法柱ト云々御氏神初ト降リ鶴坂山ハ
 勸修寺今ノ本殿云々追當四年九月天降上ノ年止月上御岡安中ハ
 高社造昔野トモ石石山字トモ高社ト云々元禄十二年九月二向
 城之内原山城守鐘ト有来ト石山原トモ高社ト云々九月二向
 岡岩母城之内原真波寺大刀ト有来ト石山原トモ高社ト云々
 二月九日御氏到リ

此條探芳共此迄各条條別里云云上刊録也

御比 高律 神 祀 初夜 毛利 千 啖

倉稻魂命 眞原彦命 眞原博隆命

軒邊実智命 眞原神 天目一箇命

祭 神 天香實智命 香盛鳴命 大止瓶命

月護 命 神甚原彦命 船長屋造命

蛭 兒 神 保食神

明徳堂 二月九日御氏到リ

大辰寺坊々 總戶敷十五吉堂下 神合六十五吉堂上

第廿四白雲寺御部ノ御氏到リ

桑上 桑下 神代 中手里 中手奥 山手三ノ南
 山手三ノ北 山手平 油木上 油木下 福田上 福田下

高田、三田、江川、上、若代、若代畝、山名井名
出井畝、別所、所引、閑、後谷、後谷畝、月田本
和田、芝、千谷、吉原、三喜坂、下井、石原
賣坂、圓、橋部、榮原、高田上、田口、辰田
神代、追風、見尾、本御、正吉、組、稻谷
神庭、竹原、早山、吉原、原曲、下石、若谷
清谷、野
御田崎浪軍

本社入會之日、自九月無節、奉將十懸野入梅魂之福、神故之道
應永五、應永九年九月、高田、三田、野、自宗社、故、通、新、神、所、爲、子
長谷子、元、永、年、十、月、之、間、逆、虎、自、逆、社、故、通、了、大、水、二、年、元、月、之
柳下野、自、奉、故、爲、通、社、故、百、石、子、元、永、十、年、十、月、梅、崎、原、自、忠

元氣社、物、延、管、了、官、永、七、年、九、月、大、崎、主、臨、去、春、所、復、明、曆、元、年、九
月、大、崎、監、初、身、國、所、後、中、元、三、年、月、田、中、勢、之、部、田、中、吉、石、三、門、田、早、山
忠、石、三、門、社、所、通、管、元、永、六、年、自、年、十、月、上、身、正、德、三、年、五、月、吉、年
吉、原、五、十、日、月、上、身、明、和、元、永、七、年、之、柳、下、野、自、明、和、南、島、郡、三、領、
社、採、出、五、石、之、納、了、柳、下、野、自、十、月、元、永、三、年、二、月、九、日、御、所、引、了、
北、條、野、第、二、土、區、南、島、郡、赤、澤、村、唐、丸

柳下野情神社

相原内藤堅紹石

祭神 譽田別命

相殿 息長耆惟命

或由高浦命

即此言、年、十、月、九、日、御、所、引、了、

大谷子村々

總管數、十、百、九、十、五、戶、細、合、七、十、四、百、五、十、八

第三十三區、百、四、十、五、戶、二、十、五、戶

大嵐神

豐後守命

市行島能年

大嵐神

豐後守命

加具土命

菅原神

兼造命

祭神

唐稻魂命

金山彦命

岩沓別命

修通彌賀命

大山咋命

大己貴命

厚食命

大山積神

槌根命

若年神

天水石神

津速彥命

速玉命

市解男命

明在

大月

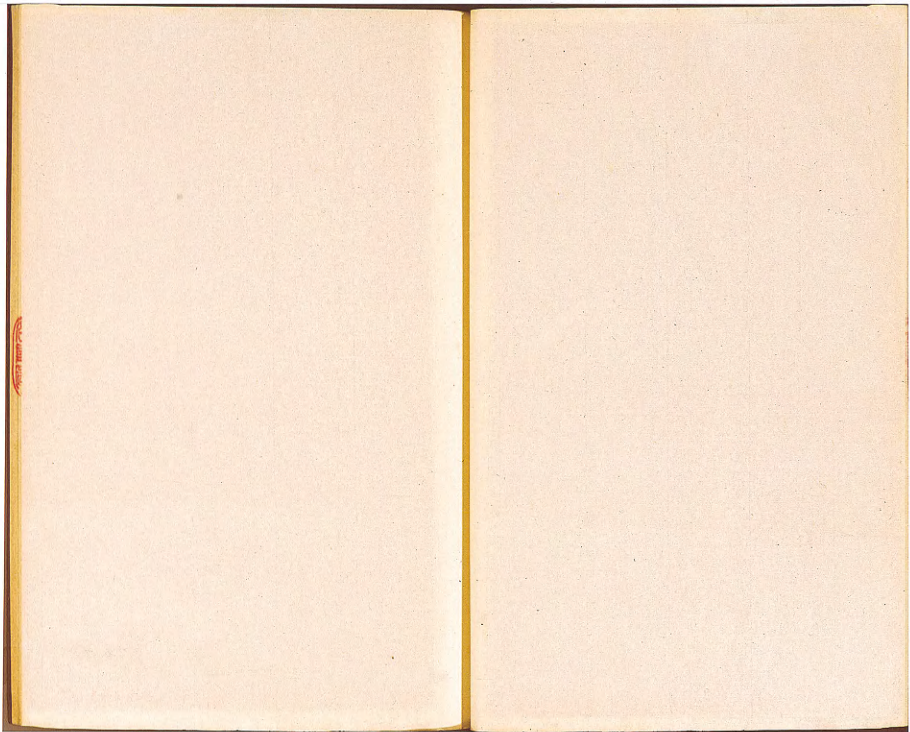
總合

茅子直天尼別由十并

上河原、下河原、島野、佐野寺、下見、西原、田原、古見、野川、平橋

御魂正年

布衣圖... 智新... 河内... 下天... 法下... 上河... 田原... 加具... 唐稻... 厚食... 若年... 速玉... 明在... 大月... 總合... 茅子... 上河... 下河... 島野... 佐野寺... 下見... 西原... 田原... 古見... 野川... 平橋





170
47



